

# 第7期 富士宮市障がい福祉計画

(令和6年度 ～ 令和8年度)

富 士 宮 市

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	1
<b>第2章 計画策定の根拠法令</b>	1
<b>第3章 計画の期間</b>	2
<b>第4章 令和8年度の目標値の設定</b>	
1 入所施設の入所者の地域生活への移行	2
2 地域共生のための包括的支援体制の構築	2
3 地域生活支援の充実	3
4 福祉施設から一般就労への移行	3
<b>第5章 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの 需要量の見込み及び供給量確保のための方策</b>	
1 訪問系サービス	4
2 日中活動系サービス	5
3 療養介護	6
4 短期入所	7
5 居住系サービス	7
6 計画相談	9
7 地域相談支援	9
8 障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	10
<b>第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項</b>	
1 地域生活支援事業の実施に関する考え方	10
2 地域生活支援事業の需要量見込み	10
3 地域生活支援事業の供給量確保の方策	12
4 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保	12
<b>第7章 計画の進捗状況の点検及び評価</b>	12

## 第1章 計画の基本的な考え方

本計画は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、「第8期富士宮市障がい者計画」に掲げる「生活支援の充実及び社会参加の促進」の具現化を目的とした障害福祉サービスに関する「実施計画」と位置付け、令和6年度から令和8年度までの目標値を設定し、その達成に向けた障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定めるとともに、サービス提供体制の計画的な整備を図るため、以下の「基本的理念」に基づき策定するものです。

**基本的理念**（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る国の基本指針より）

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

## 第2章 計画策定の根拠法令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

[障害者総合支援法]

（市町村障害福祉計画）

第88条 第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 第3章 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

### 第4章 令和8年度の目標値の設定

本計画の基本的考え方である、障がいのある人の地域生活への移行及び一般への就労移行の促進を目指すに当たり、次のとおり令和8年度の目標値を設定します。

#### 1 入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和5年度現入所者数 (A)	159人	令和5年3月31日現在の数
令和8年度入所者数 (B)	151人	令和8年度末時点の施設利用者数 (見込み)
【目標値】 削減見込(A-B)	8人 (1.9%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	10人 (6.3%)	令和8年度末までに施設から地域移行する者の数(累計)

- ・ 国の基本指針では、削減見込(A-B)の目標値を、5.0%の削減としています。
- ・ 国の基本指針では、地域生活移行者数の目標値を、(A)の6.0%と見込んでいます。

#### 2 地域共生のための包括的支援体制の構築

増加傾向にある精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、重層的支援体制の整備により、行政の福祉部門及び他部門が一体として対応し、関係機関と連携して周辺地域住民と共に支援できる体制の構築について協議します。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、富士宮市地域自立支援協議会で保健、医療、福祉等関係者による協議の場を設置し、富士圏域自立支援協議会地域移行地域定着部会と連携して課題の解決に取り組みます。

### 3 地域生活支援の充実

障がい者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、地域生活支援拠点の充実と地域生活支援ネットワークの整備、体験の機会や場の提供、専門的人材の確保・養成に努めます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行

#### (1) 就労移行支援事業所等からの一般就労への移行

就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労へ移行した者の数

項 目	数 値
令和2年度実績数	11人
令和3年度実績数	11人
令和4年度実績数	8人
【目 標 値】	
令和8年度の年間一般就労移行者数	16人

- ・ 令和8年度は、令和3年度における実績数11人に対し、国指針値以上の16人を見込んでいます。
- ・ 就労移行支援事業所等とは、就労継続支援A型・就労継続支援B型を含みません。

#### (2) 就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値
令和2年度末の就労定着支援事業利用者数	23人
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	23人
令和4年度末の就労定着支援事業利用者数	12人
【目 標 値】	
令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	33人

## 第5章 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの需要量の見込み及び供給量確保のための方策

### 1 訪問系サービス

#### (1) 需要量の見込み(1か月当たり)

項目	6年度	7年度	8年度
居宅介護	180人 2000時間	185人 2100時間	190人 2200時間
重度訪問介護	3人 70時間	4人 80時間	5人 90時間
行動援護	15人 150時間	16人 165時間	17人 180時間
同行援護	50人 375時間	53人 400時間	56人 425時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	1人 425時間	2人 850時間

#### (2) 供給量確保のための方策

計画の目標に掲げる施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行の促進により、訪問系サービスの需要は高まるものと予想されます。重度障がい者へのサービス提供体制を確保するため、継続して新たな事業所の参入の促進を図ります。

			6年度	7年度	8年度
居宅介護	利用者数	人分	10	10	10
	整備数	箇所	1	1	1
重度訪問介護	利用者数	人分	5		
	整備数	箇所	1		
行動援護	利用者数	人分	5		5
	整備数	箇所	1		1
同行援護	利用者数	人分	5		5
	整備数	箇所	1		1
重度障害者等包括支援	利用者数	人分		3	
	整備数	箇所		1	

## 2 日中活動系サービス

### (1) 需要量の見込み（1か月当たり）

項 目	6年度	7年度	8年度
生活介護	利用者 275 人 5600 人日分	利用者 280 人 5700 人日分	利用者 285 人 5800 人日分
自立支援 (機能訓練)	利用者 1 人 21 人日分	利用者 1 人 21 人日分	利用者 1 人 21 人日分
自立支援 (生活訓練)	利用者 16 人 220 人日分	利用者 17 人 230 人日分	利用者 18 人 240 人日分
就労選択支援	利用者 人	利用者 18 人	利用者 19 人
就労移行支援	利用者 37 人 685 人日分	利用者 39 人 721 人日分	利用者 41 人 757 人日分
就労継続支援 (A型)	利用者 50 人 1000 人日分	利用者 52 人 1040 人日分	利用者 54 人 1080 人日分
就労継続支援 (B型)	利用者 380 人 6200 人日分	利用者 385 人 6300 人日分	利用者 390 人 6400 人日分
* 就労定着支援	利用者 25 人	利用者 28 人	利用者 33 人
合 計	784 人分	820 人分	841 人分

### (2) 供給量確保のための方策及び基盤整備計画

施設入所・入院から地域生活への移行、特別支援学校卒業生のサービス利用等により、更にはコロナ明けで日中活動系のサービス利用は需要量の伸びが予想され、供給量確保のための方策を定めます。

生活圏域における当該サービス事業所を確保し、日中活動の場の適切な供給量確保に努めます。就労選択支援の開始に伴い、一般就労を目指す利用者が増えることが予想されます。就労継続支援 B 型は、市街地の事業所は充足しておりますが、市内全域の市民が利用できるよう、広範囲で送迎

対応できる通所の事業所を若干数必要とします。

			6年度	7年度	8年度
生活介護	利用者数	人分	20	20	20
	整備数	箇所	1	1	1
自立支援 (機能訓練)	利用者数	人分	—	—	—
	整備数	箇所	—	—	—
自立支援 (生活訓練)	利用者数	人分	—	—	—
	整備数	箇所	—	—	—
* 就労選択支援	利用者数	人分		20	
	整備数	箇所		1	
就労移行支援	利用者数	人分	10	—	10
	整備数	箇所	1	—	1
就労継続支援 (A型)	利用者数	人分	10	—	10
	整備数	箇所	1	—	1
就労継続支援 (B型)	利用者数	人分	10	—	10
	整備数	箇所	1	—	1
就労定着支援	利用者数	人分	10	—	10
	整備数	箇所	1	—	1

**\* 【就労選択支援】**

一般就労に向けたアセスメントを行う事業所。令和6年から開始予定。これにより、B型等から一般就労を目指す利用者の増が見込まれ、就労定着支援事業所の増も見込む。

**3 療養介護**

(1) 需要量の見込み (1か月当たり)

項目	6年度	7年度	8年度
療養介護	利用者 25 人	利用者 25 人	利用者 25 人

## (2) 供給量確保のための方策

障がい者個々の特性に合ったサービス利用ができるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

## 4 短期入所

### (1) 需要量の見込み（1か月当たり）

項目	6年度	7年度	8年度
短期入所 (福祉型)	利用者 52 人 320 人日分	利用者 54 人 330 人日分	利用者 56 人 340 人日分
短期入所 (医療型)	利用者 8 人 10 人日分	利用者 9 人 11 人日分	利用者 10 人 12 人日分
合計	60 人分	63 人分	66 人分

## (2) 供給量確保のための方策

地域生活支援拠点事業の充実に伴い、体験を含むサービスの需要は高まっています。住み慣れた身近な場所においてサービス利用が可能となるよう、サービス提供環境の構築に努めます。

医療的ケアが必要な方の短期入所先が不足しています。このため、医療型短期入所の整備をしていくために、新規事業所の参入の促進を図ります。

			6年度	7年度	8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	人分	2	2	2
	整備数	箇所	1	1	1
短期入所 (医療型)	利用者数	人分	2	2	2
	整備数	箇所	1	1	1

## 5 居住系サービス

### (1) 需要量の見込み（1か月当たり）

項 目	6年度	7年度	8年度
* 自立生活援助	利用者 5 人	利用者 5 人	利用者 5 人
共同生活援助 (グループホーム)	利用者 115 人	利用者 118 人	利用者 121 人
施設入所支援	利用者 157 人	利用者 154 人	利用者 151 人

\* 【自立生活援助】

施設入所支援または共同生活援助(グループホーム)を受けていた障がい者等が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて相談に応じ必要な情報の提供や助言等の援助を行う。

(2) 供給量確保のための方策及び基盤整備計画

計画の目標に掲げる施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行の促進及び生活形態の変化により、一人暮らしを見据えた区分の低い方のための共同生活援助(グループホーム)の需要が高まっており、自立生活援助の需要も高まると予想されます。

生活圏域において障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して暮らしていけるよう、利用者の特性に合わせた共同生活援助(グループホーム)の供給量確保に努めます。

			6年度	7年度	8年度
自立生活援助	利用者数	人分	5		
	整備数	箇所	1		
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人分	10	10	10
	整備数	箇所	1	1	1

## 6 計画相談

### (1) 需要量の見込み（年度ごとの対象者数）

項目	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	利用者 790 人 (ほかセルフプラン 310 人)	利用者 830 人 (ほかセルフプラン 300 人)	利用者 870 人 (ほかセルフプラン 290 人)

### (2) 供給量確保のための方策

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談の需要は高まっています。計画相談の事業所を増やし、利用者の増加に対応すると共に、適切なサービスの利用という観点から、セルフプランの減少に努め、相談支援事業による計画相談の実施を推進します。

		6年度	7年度	8年度
計画相談支援	利用者数 人分	500	100	100
	相談支援 専門員数 人数	5	1	1

## 7 地域相談支援

### (1) 需要量の見込み（年度ごとの対象者数）

項目	6年度	7年度	8年度
地域移行支援	利用者 10 人	利用者 15 人	利用者 20 人
地域定着支援	利用者 10 人	利用者 15 人	利用者 20 人

## (2) 供給量確保のための方策

計画の目標に掲げる施設入所者の地域生活への移行及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行が促進し、訪問系サービスの需要が高まることに備え、新たな事業所の参入を促すなど、サービス提供体制の確保を図ります。

			6年度	7年度	8年度
地域移行支援	利用者数	人分	10	10	
	整備数	箇所	1	1	
地域定着支援	利用者数	人分	10	10	
	整備数	箇所	1	1	

## 8 障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスについて、サービスの質の向上を図るため、富士宮市地域自立支援協議会等を活用するなど、事業所に対する研修の場を設けていくことに努めます。

職員が相談支援研修等に参加し、審査支払等システムの審査結果を分析、関係自治体等で情報共有することにより、サービスの質の向上を図ります。

## 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

### 1 地域生活支援事業の実施に関する考え方

障がい者が、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施します。地域生活支援事業メニューの種別・地域特性・需要量などに応じ、広域・市域・生活圏域等における供給量の確保に努めます。

## 2 地域生活支援事業の需要量見込み

事業名	6年度		7年度		8年度	
	箇所	実利用者	箇所	実利用者	箇所	実利用者
1理解促進研修・啓発事業		有		有		有
2自発的活動支援事業		有		有		有
3相談支援事業	/		/		/	
①障害者相談支援事業	2		3		3	
基幹相談支援センター		有		有		有
②市町村相談支援機能強化事業		有		有		有
③住宅入居等支援事業		無		無		無
4成年後見制度利用支援事業		13		14		15
5成年後見制度法人後見支援事業		有		有		有
6意思疎通支援事業	/		/		/	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		25		25		25
②手話通訳者設置事業	1		1		1	
7日常生活用具給付等事業	/		/		/	
①介護・訓練支援用具		5		5		5
②自立生活支援用具		25		25		25
③在宅療養等支援用具		45		45		45
④情報・意思疎通支援用具		100		100		100
⑤排泄管理支援用具		2600		2650		2700
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		10		10		10
8手話奉仕員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数を記載		20		40		20
9移動支援事業 ※ 「実利用者」欄に、実利用見込み者数、 延べ利用見込み時間数の順に記載		70		80		90
10 地域活動支援センター ※ 上段が本市分、下段が他市分	2	100	2	110	2	120
	2	30	2	30	2	30
11 その他の事業	/		/		/	
(1)訪問入浴サービス事業	2	5	2	5	2	5
(2)生活訓練等給付事業	2	2	2	2	2	2
(3)日中一時支援事業	16	160	16	160	16	160
(4)社会参加支援に関する事業	/		/		/	
①レクリエーション活動支援事業		350		350		350
②芸術文化活動振興事業		200		200		200
③点字・声の広報等発行事業		50		50		50

事業名		6年度		7年度		8年度	
		箇所	実利用者	箇所	実利用者	箇所	実利用者
	④奉仕員養成研修事業	/	10	/	10	/	10
	⑤自動車運転免許取得・改造助成事業	/	5	/	5	/	5

### 3 地域生活支援事業の供給量確保の方策

障がい者個々の特性に合ったサービス利用ができるよう、地域生活支援事業の供給量の確保に努めます。

地域活動支援センター事業において、障がい者の地域生活支援の促進を図る等、事業内容の実施についての評価を行います。

### 4 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

基幹相談支援センターにより地域の相談支援体制を強化し、重層的支援体制の一環として、福祉・保健・医療・教育及びその他の部門との連携を強化することで、総合的な支援の実施を目指します。

相談支援の需要の増加に伴い、重層的支援体制にも対応するため、事業所を増やす等、相談支援体制の強化に努めます。

地域自立支援協議会において地域課題を検討し、地域のサービス基盤を開発・改善します。

## 第7章 計画の進捗状況の点検及び評価

各年度において、サービス需要量・供給量等について計画の進捗状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な見直しを実施します。